

〔訳注〕
訳注 日本文徳天皇実録（四）

告 井 幸 男
木 本 久 子
中 村 み どり
林 原 由 美 子

日本文徳天皇実録巻第一 起嘉祥三年三月尽六月

●五月己卯（二日）

【書き下し】

五月己卯^(二)。大風ふき、木を折り草を殺ぐ。災を記すなり。①侍従五位上嶋江王・②左少弁従五位下文室朝臣助雄・
③中務少丞正六位上百済王忠岑・④内舍人正六位上八多朝臣湊・⑤従八位上清瀧朝臣岑成等を遣わし、伊勢太神宮に
向かい、⑥齋内親王を迎えしむ。⑦建礼門前において大祓す。

【現代語訳】

27 五月二日。大風が吹き、木が折れ草が枯れた。災を記しておく。侍従五位上嶋江王・左少弁従五位下文室朝臣助

雄・中務少丞正六位上百済王忠岑・内舍人正六位上八多朝臣湊・從八位上清瀧朝臣岑成等を伊勢大神宮に向かわせ、伊勢斎王の迎えとした。建礼門の前で大祓の儀をおこなった。

【注釈】

- ①侍從從五位上嶋江王 三月乙巳（二十七日）条注釈⑦参照。
- ②左少弁從五位下文室朝臣助雄 四月甲子（十七日）条注釈③③参照。
- ③中務少丞正六位上百済王忠岑（生没年不詳）『百済王三松氏系図』によれば、三松氏の祖豊俊の子。姉妹に仁明宮人がいる（但し、豊俊を架空の人物とする説もあり。上野利三「百済王三松氏系図」の史料価値について…律令時代の帰化人の基礎的研究」（『慶應義塾創立一二五周年記念論文集』慶應義塾大学法学部、一九八三年）。
- ④内舍人正六位上八多朝臣湊 本日条が初見。出自・経歴未詳。
- ⑤從八位上清瀧朝臣岑成 本日条が初見。出自・経歴未詳。
- ⑥齋内親王 当時の伊勢斎王（以下、齋宮）は、仁明皇女（母は高宗女王）の久子内親王（？―八七六）。天長十年（八三三）仁明の即位により齋宮に卜定され、潔斎の後、承和二年（八三五）に伊勢へ向かった。約十五年間の在任中には、「焼官舎二百余宇」という齋宮の火災にあっている。仁明崩御によりその任を解かれた。
- ⑦建礼門前において大祓す 嶋江王以下、伊勢へ発遣される使者のための大祓。この後、久子内親王がいつ入京したかは不明であるが、天皇崩御により退下する場合、伊賀国の阿保から大和国の都介に入り、河内の茨田や摂津の大江山で祓えをおこなうなどして、一ヶ月以上かけて入京した。大同元年（八〇六）の桓武崩御に際しては、「令大和・伊賀両国造行宮。為齋内親王帰京也」と（三月癸巳（二十九日）紀）、崩御後すぐに齋宮退下のための行宮を造

るよう大和と伊賀に通達され、翌月十五日に迎えの使者が発遣されている。また天安二年（八五八）の文徳崩御に際しては、崩御から約一ヶ月後に齋宮の解任を告げる使者が伊勢に発遣され（九月二十日記）、翌月八日に、「遣散位従五位下内宗王・従五位下守左少弁丹墀真人貞岑等、迎伊勢斎内親王。大祓於建礼門前而発使焉」とあるように、本日条と同様に建礼門の前で大祓をおこなってから、迎えの使者が発遣されている。

（木本）

●五月庚辰（三日）

【書き下し】

庚辰。①六七日の御齋会を修す。②従五位上坂上大宿禰正野・③左京亮従五位下飯高朝臣永雄等を東大寺使となす。
④散位従五位下百済王教福・⑤源朝臣穎等を元興寺使となす。⑥刑部少輔従五位下藤原朝臣関雄・⑦散位源朝臣同等を興福寺使となす。⑧散位従五位下丹墀真人繩主・⑨文室朝臣壘田麻呂等を大安寺使となす。⑩前越後守従五位下丹墀真人氏永・⑪散位大宅朝臣年雄等を西大寺使となす。⑫散位従五位下高階真人信澄・⑬在原朝臣善淵等を法隆寺使となす。⑭散位従五位上百済王慶世・⑮従五位下橘朝臣三夏等を薬師寺使となす。

【現代語訳】

三日。仁明の六七日の御齋会をおこなった。従五位上坂上大宿禰正野・左京亮従五位下飯高朝臣永雄などを東大寺使とした。散位従五位下百済王教福・源朝臣穎等を元興寺使とした。刑部少輔従五位下藤原朝臣関雄・散位源朝臣同等を興福寺使とした。散位従五位下丹治真人繩主・文室朝臣壘田麻呂等を大安寺使とした。前越後守従五位下丹治真人

氏永・散位大宅朝臣年雄等を西大寺使とした。散位従五位下高階真人信澄・在原朝臣善淵等を法隆寺使とした。散位従五位上百濟王慶世・従五位下橘朝臣三夏等を薬師寺使とした。

【注釈】

- ① 六七日の御齋会を修す 五七日までは、初七日と同じ近陵の七ヶ寺で齋会が行われていたものと思われるが、六七日では大和国の七大寺で齋会がおこなわれている。なお、桓武の中陰供養の場合も、五七日のみ大和国の大安寺や秋篠寺などで齋会が行われていることが留意される（三月乙巳（二十七日）条注釈①参照）。
- ② 従五位上坂上大宿禰正野 四月己酉（二日）条注釈⑤参照。
- ③ 左京亮従五位下飯高朝臣永雄（生没年不詳）承和十一年（八四四）正六位上から従五位下となり、同十二年に左京亮に任じられ、本日条に至る。仁明皇女の時子内親王（同十四年）・尚侍従二位百濟王慶命（嘉祥二年（八四九）・嵯峨皇女の秀子内親王（同三年）がそれぞれ薨去した際にも喪事を監護している。
- ④ 散位従五位下百濟王教福（？―八五四）従四位下安義の子。本年正月、源頼・橘三夏らとともに正六位上から従五位下に叙され、本日条に至る。斉衡元年（八五四）に卒去した時の年齢を、『新訂増補国史大系』は四十八歳と載せるが、他本には三十八歳と載せるものもある。
- ⑤ 源朝臣頼（？―八七九）嵯峨源氏、源常または明の子。本年正月、百濟王教福・橘三夏らとともに正六位上から従五位下に叙され、本日条に至る。
- ⑥ 刑部少輔従五位下藤原朝臣関雄 三月乙巳（二十七日）条注釈⑧参照。
- ⑦ 散位源朝臣同（生没年不詳）嵯峨源氏、弘の子か。本日条が初見。『尊卑』に侍従従五位上とみえる。

- ⑧ 散位従五位下丹墀真人繩主（生没年不詳）承和十五年（八四八）正六位上から従五位下に叙され、本日条に至る。仁寿元年（八五二）には仁明の御忌齋会の弁備僧供司に任じられている。
- ⑨ 文室朝臣墾田麻呂（生没年不詳）浄三（天武孫）の孫か（同時代、浄三の孫に宮田麻呂・海田麻呂がいる）。本日条が初見。この他、天安二年（八五八）に正親正となった記事がみられるのみ。
- ⑩ 前越後守従五位下丹墀真人氏永（生没年不詳）承和六年（八三九）正月七日に正六位上から従五位下に叙され、同十一日に越後守となる。続く越後守任命が同十年の従五位上佐伯宿禰利世であるので、四年の任期を終え、本日条に至るものと思われる。
- ⑪ 散位大宅朝臣年雄（生没年不詳）承和五年（八三八）円仁とともに通事として入唐（『入唐求法巡礼行記』巻第一）。承和十三年（八四六）正六位上から従五位下に叙され、本日条に至る。
- ⑫ 散位従五位下高階真人信澄（生没年不詳）本日条が初見。出自・経歴不詳。
- ⑬ 在原朝臣善淵 四月甲子（十七日）条注釈④参照。
- ⑭ 散位従五位上百済王慶世（生没年不詳）『百済王三松氏系圖』によれば、教俊（三松氏の祖とされる豊俊の兄弟）の子。姉妹に嵯峨尚侍の慶命・仁明宮人の永慶がいる。天長六年（八二九）従六位下から従五位下（『類従国史』九十九）、承和十二年（八四五）従五位下から従五位上に叙される。同十四年には齋院長官に任命されているが、その後本日条に至るまでの経歴は不明である。
- ⑮ 従五位下橘朝臣三夏 三月乙巳（二十七日）条注釈⑦参照。

●五月辛巳（四日）

【書き下し】

辛巳^(四)。①嵯峨太皇太后崩す。

【現代語訳】

四日。嵯峨太皇太后が崩御した。

【注釈】

①嵯峨太皇太后崩す 嵯峨太皇太后は橘嘉智子（七八六―八五〇）。橘清友の娘（母は田口氏）で、仁明および淳和皇后正子内親王の母。嵯峨が親王の時に妃となり、大同四年（八〇九）夫人、弘仁六年（八一五）皇后、同十四年皇太后となり、仁明の即位により太皇太后となった。崩御の翌日に深谷山に葬られるが、遺令によって薄葬し山陵を営まなかった（五月壬午（五日）条参照）。

（木本）

●五月壬午（五日）

【書き下し】

壬午^(五)。太皇太后を①深谷山に葬る。遺令にて薄葬し、山陵を営まず。是より先、民間訛言して云わく、今茲三日^{ことし} 饑^{くつき}を造るべからず。母子無きを以てなり。識者聞きてこれを惡む。三月に至りて宮車^{みやぐるま}②晏駕し、是の月また太后山陵の

事有り。其の母子無きこと、遂に訛言の如し。此の間、田野に草有り。俗に③母子草と名づく。二月に始めて生じ、莖葉白くして脆し。三月三日に属あうごとに、婦女これを探り、蒸し擣きて以て饘となすを、伝えて歳事となる。今年此の草繁らざるに非ず。生民の訛言、天その口を仮る。太皇太后、姓は橘氏、諱は嘉智子。父④清友、少くして沈厚なり。書記を涉獵す。⑤身長六尺二寸、眉目画の如くして、举止甚だみよぶ都なり。⑥宝龜八年、⑦高麗国使いを遣わして聘を修む。清友、年弱冠に在り。良家の子の姿儀魁偉なるを以て、遣客に接待す。高麗大使献可大夫史都蒙これを見て器とす。通事舍人⑧山於野上に問いて云わく、彼の一少年、何人たるや、と。野上対えて、是れ京洛の一白面なるのみ、と。都蒙相法に明らかなり。野上に語りて云わく、此の人毛骨常に非ず、子孫大貴ならん、と。野上云わく、請うらくは命の長短を問わんことを、と。都蒙云わく、三十二にて厄有り。此れを過ぎなば、恙無し、と。其の後清友、⑨田口氏の女を娶りて、后を生ず。延暦五年内舍人となり、八年病にて家に終る。時に年三十二。これを驗するに果して都蒙の言の如し。

后は人となり寛和にして、⑩風容絶異なり。手は膝に過ぎ、髪は地に委せ、観る者皆驚く。⑪嵯峨太上天皇、初め親王たるに后に納れ、寵遇は日に隆んなり。天皇祚に登り、弘仁の始め、拜して夫人となる。是より先数日、后針の孔より出でて、左市の中に立つを夢みる。⑫六年秋七月七日、后亦た仏の璽珞を着けるを夢み、居ること五六日、立ちて皇后となる。⑬十四年、天皇位を淳和皇帝に禪り、天皇を尊びて太上天皇となし、皇后を皇太后となす。仁明天皇受禪するに、皇太后を尊びて、太皇太后となし、后の父に太政大臣正二位、母に正一位を追贈す。⑭后自ら泡幻を明らかにし、篤く仏理を信ず。⑮一仁祠を建てて檀林寺と名づけ、比丘尼の持律の者を遣わし、寺家に入住せしむ。仁明天皇其の功德を助け、五百戸の封を施捨し、以て供養に充つ。后亦た弟右大臣氏公朝臣と、議して学舎を開く。

⑯学舎院と名づけ、諸子弟に勧めて、経書を誦習すること、朝夕濟々。⑰時の人以て漢の鄧皇后に比す。初め⑱法華

寺に苦行の尼有り。名を禪雲と曰う。後の未だ笄せざるを見て、就きて其の臂ひでを把りて云わく、君後に当に天子及び皇后の母となるべし、と。后窃かにこれを記し、遂に^①仁明天皇及び淳和太皇太后を生む。后尼の言を追想し、其の所在を訪うも、尼時に既に亡し。^②仁明天皇の不予甚だ篤きに及び、后哀戚し毀容す。^③遂に髪を剃り尼となりて、冥救を求むるなり。天皇の崩ずる後、相尋いで后も亦た崩す。^④時に年六十五。后正位の後、専ら化導に務め、^⑤宮闈の内、陰教邕穆す。朝野これを称す。嵯峨天皇特に敬重を加え、意愛甚だ密なり。^⑥古老相伝うに、伊予国神野郡、昔高僧有り。名は灼然。称して聖人となす。弟子有り。名は上仙。山頂に住止して、精進練行すること灼然を過ぐ。諸鬼神等、皆頤指に隨う。上仙嘗て従容として所親の檀越に語りて云わく、我は本人間に在るは、天子に同しきの尊きに有りて、多く快樂を受く。時に是の一念を作し、我当に來たるべき生には天子と作るを得ん。我今出家して、^⑦常に禪病を治め、余習を遣うと雖も、氣分猶殘る。我如し天子とならば、必ず郡名を以て名字となさんと。其の年上仙命終す。是より先、郡下の橘里に孤独の姥有り。橘嫗と号す。家産を傾尽し、上仙を供養す。上仙化去の後、嫗審問を得て、泣涕横流して云わく、吾和尚と、久しく檀越たり。願わくは來生に在りても、俱に一処に会し、相親近することを得ん、と。俄かにして嫗も亦た命終す。其の後未だ幾ばくならずして、天皇誕生す。^⑧乳母有り。姓は神野。先朝の制、皇子の生まるる毎に、乳母の姓を以てこれを名となす。故に神野を以て天皇の諱となす。^⑨後に郡名の天皇の諱と同じきを以て、改めて新居と名づく。后時に夫人にして、橘夫人と号す。所謂天皇の前身は、上仙となり。橘嫗の後身は、夫人是なり。后嘗て多く宝幡及び繡文の袈裟を造りて、妙巧を窮尽す。左右其の意を知らず。後に沙門^⑩惠夢を遣わして海に泛かびて入唐せしめ、繡文の袈裟を以て^⑪定聖者・僧伽和上・康僧等に施し奉り、宝幡及び鏡奩の具を以て^⑫五台山寺に施入す。

【現代語訳】

五日。太皇太后を深谷山に葬った。遺令によって薄葬し、山陵を営まなかった。これより前に世間では、「今年はず草が無いので三日草餅を作れない」との風評があった。有識者はこれを聞いて、よいこととは思わなかった。三月になって天皇が亡くなり、今月また太后も亡くなった。母子が亡くなったのは、風評の通りとなってしまった。世間では俗に母子草と呼ばれる草が野原に生えている。二月に始めて生え、莖や葉は白くて脆い。毎年三月三日になると、婦女がこれを探り、蒸し搗いて草餅を作ることが、中国より伝わって、歳事となっている。今年この草が繁らないということはなかったのだが。民衆の風評というものは、天がその口を借りて言っているのだ。太皇太后は、姓は橘氏で諱は嘉智子である。父の清友は、幼いころから落ち着いていて、書籍に広く親しんでいた。身長は六尺二寸あり、容姿が非常に美しく、立ち居振る舞いは甚だ雅びであった。宝龜八年（七七七）に渤海国が使者を遣わして来朝した。清友はまだ弱年であったが、良家の子で風采が大きく立派であったので、使者に応接することとなった。渤海大使で献可大夫の史都蒙は、その器量のすばらしさを見て取った。そこで通事舎人の山於野上に「あの少年は何者か」と問うたところ、野上は「ただの都在住の若輩者です」と答えた。都蒙は人相を見るのに長けていたので、野上に、「この人の容貌は尋常ではない。子孫は大いに栄えるだろう」と語った。野上が「寿命はどのくらいか、おききしてもよろしいでしょうか」と言うと、都蒙は「三十二歳で厄が有る。これを過ぎたならば、大丈夫」と言った。その後清友は、田口氏の娘を娶って、后が生まれた。延暦五年（七八六）に内舎人となり、八年に病気で家で亡くなった。時に年三十二歳。まさに都蒙の言ったとおりであった。

太皇太后は人柄が寛和で、容貌が極めて優れており、腕は膝を過ぎるほど長く、髪も地に余るほどであり、見る人は皆感嘆した。嵯峨がまだ親王であった時に入侍したが、寵遇は日々増していった。嵯峨が即位すると、弘仁元年（八

○九に夫人の位を授かった。これより数日前、嘉智子は針の孔から出て東の市の中に立つという夢を見た。六年秋七月七日には、私の装身具を身に着けている夢を見て、五六日の後に皇后となった。十四年、嵯峨が淳和に讓位すると、淳和は嵯峨を尊んで太上天皇、皇后を皇太后とし、仁明が受禪すると、皇太后を尊んで太皇太后とし、その父に太政大臣正一位、母に正一位を追贈した。嘉智子は自ら世の無常を明らかにし、篤く仏教を信じた。一寺を建てて檀林寺と名づけ、戒律をよく守っている比丘尼を寺に遣わして、入住させた。仁明もその功德を助け、五百戸の封戸を喜捨し、寺の供養料に充てた。また嘉智子は弟の右大臣氏公朝臣と話し合つて学舎を開いた。これを学館院と名づけ、諸子弟を集めると、經書を読み習わせ、朝夕多くの人々が入り出した。時の人はこれを漢の鄧皇后に擬えた。また昔、法華寺に苦行をおこなっている禪雲という名の尼がおり、嘉智子が未だ成人していない頃に彼女を見た尼は、その腕をとつて、「後に天皇と皇后の母となるであろう」と言った。嘉智子は窃かにこれを記していたが、遂に仁明と淳和(正子内親王)太皇太后を生んだため、尼の言葉を思い出し、その所在を訪ねたが、尼は既に亡くなつていた。仁明の病気が非常に重くなると、嘉智子は哀しみ瘦せ衰え、とうとう剃髪して尼となり、仏による救いを求めた。仁明の崩御後、嘉智子もまた後を追うように亡くなった。時に六十五歳。嘉智子は立後の後、ひたすら教化に務め、後宮内は彼女の教えによつて和やかになった。官民はこれを称賛した。嵯峨も特に敬い、愛情はこまやかだった。古老が伝えるには、伊予国神野郡に、昔灼然という高僧がいて、聖人と称されていた。灼然には上仙という弟子がいて、山頂に居住し、精進練行することは灼然をしのぐほどだった。鬼神なども皆上仙の指示に従つた。上仙はかつて親しい信徒と語り合つた時、「自分は元々世俗にいた頃、天子と同様の尊い身分にあり、多くの快樂を享受していた。この時、自分は来世には天子となるだろうとの一念を發した。自分は今出家して、常に禪病を治め、深い煩惱すら退けたが、その気持ちはまだ残っている。私がいも天子となつたならば、必ず郡名を名前としよう」と言った。その年上仙は亡くなつ

た。これより前、郡内の橘里に孤独な老嫗がいて、橘嫗と呼ばれていた。橘嫗は家産を出し尽くして、上仙を供養していた。上仙が亡くなった後、嫗に聞くとところによると、ひどく泣きながら、「自分は長らく上仙の信徒であり、願わくば来世においても、共に同じ所に生まれ、そば近くにおいて親しくしたい」と言っていた。すぐに嫗もまた亡くなった。その後幾ばくもせず、嵯峨が誕生した。嵯峨には神野という姓の乳母がおり、先朝の制では、皇子が生まれるごとに、乳母の姓を名としたため、神野を嵯峨の諱とした。後に嵯峨の諱を敬避して、神野郡は新居郡と改められた。嘉智子はこの時夫人であり、橘夫人と呼ばれていた。つまり嵯峨の前身が上仙であり、橘嫗の後身が嘉智子である。嘉智子がかつて多くの宝幡や刺繍を施した袈裟を作って、妙巧を極め尽くしていた。周囲の者たちはその本意を知らなかったが、後に沙門惠夢を大唐させると、その刺繍を施した袈裟を、定聖者・僧伽和上・康僧等のために施させ、宝幡や鏡篋を五台山寺へ施入させた。

【注釈】

- ① 深谷山 愛宕社参詣道の西、愛宕念仏寺の西北。現在の京都市右京区嵯峨鳥居本深谷町。『延喜式』諸陵寮には「嵯峨陵（太皇太后橘氏。在山城国葛野郡。兆域東西六町、南二町、北五町。守戸三烟。不入頒幣之例）」とみえる。
- ② 晏駕 「晏」は、晩い。^{おそ}。「駕」は、乗り物の意。天子が死んでもう朝廷に來ないことを、いつもより遅いお出ましと表現したところから、天皇・上皇の崩御を忌んでいう言葉。
- ③ 母子草 別名は御形（春の七草の一つ）。漢名は鼠麴草・黍麴菜。『荆楚歲時記』に「三月三日（中略）この日、黍麴菜の汁を取りて羹を作り、蜜を以て粉に和す。^{まぶ}これを龍舌料と謂ひ、以て時氣を厭ふ^{はら}」とある。近世になってから、草餅を作るのに母子草に代えて蓬を入れるようになった。

④清友（七五八―八九）伝については、以下の本文に詳しい。

⑤身長六尺二寸 約一八八センチ。

⑥宝亀八年 宝亀七年（七七六）十二月乙巳（二十二日）紀に「渤海国遣献可大夫司賓少令開国男史都蒙等一百八十七人、賀我即位、并赴彼国王妃之喪。比着我岸」、同八年正月癸酉（二十日）紀に「遣使問渤海使史都蒙等曰云々」、同年二月壬寅（二十日）紀に「召渤海使史都蒙等三十人入朝。時都蒙言曰云々」、同年四月庚寅（九日）紀に「渤海使史都蒙等入京」、同月癸卯（二十二日）紀に「渤海使史都蒙等貢方物。奏曰云々」、同月戊申（二十七日）紀に「天皇臨軒。授渤海大使献可大夫司賓少令開国男史都蒙正三位（中略）賜国王祿、具載勅書。史都蒙已下亦各有差」、同年五月丁巳（七日）紀に「天皇御重閣門、觀射騎。召渤海使史都蒙等、亦会射場（中略）蕃客亦奏本国之樂。事畢賜大使都蒙已下綵帛各有差」、同月癸酉（二十三日）紀に「渤海使史都蒙等歸蕃（中略）賜渤海王書曰、天皇敬問渤海国王。使史都蒙等、遠渡滄溟、來賀踐祚（中略）又緣都蒙請（後略）」などとある。清友が使わされたのは同八年正月癸酉（二十日）紀か。

⑦高麗国 渤海国のこと。

⑧山於野上 山上氏は憶良以来、外交経験に富む。同氏は後に大春日氏に改姓し、天文・暦・陰陽などの分野で活躍するが、春日氏族は先祖の大矢田以来、小野妹子・粟田真人・羽栗翼など、外交活動に長ける人物を輩出している。

⑨田口氏 蘇我氏の一族。川堀（蝙蝠）臣が大和国高市郡田口村（現在の奈良県橿原市田中町・和田町付近）に住して蘇我田口臣を称したのにはじまる。

⑩風容絶異なり… 嘉智子の容貌は、法華寺（後述注釈⑱参照）の本尊十一面観音立像のモデルとされることがある。美術史上では法華寺本尊は光明皇后（藤原安宿媛）の肖像と見るのが定説であるが、嘉智子と法華寺の関連性、並

びに本日条にみえる「手過於膝」と、十一面觀音立像の右腕が身丈に比べて非常に長いことの合致などから、嘉智子の肖像と見る説が提唱され、支持されるようになっていく（藤谷俊雄「大和法華寺の沿革」〔角田文衛編「国分寺の研究」上巻、一九三八年〕）。

⑪ 嵯峨太上天皇、初め親王たるに后に納れ：嘉智子の入侍の時期は不詳だが、嵯峨即位後間もない大同四年（八〇

九）六月丁亥（十三日）紀に、「是日、立高津内親王為妃。橘朝臣某、多治比真人高子為夫人」とみえる。

⑫ 六年秋七月七日：弘仁六年（八一五）七月壬午（十三日）紀に「立夫人從三位橘朝臣諱（嘉智子）為皇后」とある。史上唯一の橘氏の立后については諸説あるが、嵯峨の三十名以上に及ぶ后妃には、王族ないし聖武系王権とも密接な関係を持つ王族末裔氏族の子女が多く見受けられ、彼女らが政局安定化の意図のもと入内したこと、それら王族末裔氏族の中でも特に橘氏をその中軸としていたことが指摘されている。嵯峨は王氏中軸の嫡出であった嘉智子の立后により、王氏族の統括と統合を目論見たとする説もある（中林隆之「嵯峨王権論 婚姻政策と橘嘉智子の立后をてがかりに」〔市大日本史〕一〇、二〇〇七年）。

⑬ 十四年：弘仁十四年（八二三）四月庚子（十六日）受禪。同月丁未（二十三日）にそれぞれ嵯峨と嘉智子を太上天皇・皇太后とする最初の詔が下っている。

⑭ 后自ら泡幻を明らかにし 泡幻は仏典に「夢幻泡影」とあり、世の儂く定めのないことをいう。

⑮ 一仁祠を建てて檀林寺と名づけ 檀林寺は現京都市右京区嵯峨にあった尼寺。承和三年（八三六）閏五月壬午（十四日）紀に「造檀林寺使」の語がみえることから、嘉智子が承和年中（八三四―四八）に建立したとされる。嵯峨の七七日の御齋会や忌日の仏事など公的な法会もおこなわれており、また唐僧義空が招かれ、日本で最初の禪学交流の道場にもなった。延長六年（九二八）火災に遭い、平安時代中期には廃絶。跡地には現在天龍寺がある。

⑯学宦院^{（前）}

橘氏の氏院で、平安京右京二条西大宮辺にあったとされる大学別曹の一つ。嘉智子と氏公により承和十一年（八四四―四七）頃創立されたと推定されるが、大学別曹となったのは康保元年（九六四）のことである。

学館院の「館」の字は、国史大系は「宦」を用いているが、佐伯有清編『六国史』巻七の頭注では「宦」は「宦」の訛であると指摘する。今日用いられる「学館院」の字は『西宮記』等にみられるが、『伊呂波字類抄』や『台記』では「官」が用いられており、字彙からも「宦」（＝役人となる心得を学ぶ）が正しいのではとする見解もある。

⑰時の人以て漢の鄧皇后に比す 鄧皇后（八一―一二二）は後漢和帝の皇后、鄧綏。『後漢書』皇后紀の和熹鄧皇后伝に「詔、徵和帝弟濟北・河間王子男女年五歳以上四十余人、又鄧氏近親子孫三十余人、並開邸第、教学経書。躬自監試、尚幼者使置師保、朝夕入宮撫存詔導。恩愛甚渥」とある。

⑱法華寺 法華寺は現奈良市法華町にある寺院。称徳朝の天平神護二年（七六六）十月壬寅（二十日）紀に「奉請隅寺毘沙門像所現舍利於法華寺」、「此寺方朕外祖父先乃太政大臣藤原大臣之家仁在」とあり、元々称徳の外祖父である藤原不比等の邸宅にあったことが分かる。不比等の邸宅はその薨去後、娘の光明皇后（安宿媛）が伝領し、皇后宮として用いたものを、天平十七年（七四五）五月戊辰（十一日）「旧皇后宮為宮寺也」と宮寺にしており、これが法華寺の前身となった。法華寺の寺号は、天平十九年（七四七）正月付「法華寺政所牒」（正倉院文書）が初見で、これ以前に改称されたものと思われる。造法華寺司は延暦元年（七八二）に廃止された。

⑲仁明天皇及び淳和太皇太后 仁明と淳和太皇太后正子内親王はどちらも大同五年（弘仁元年・八一〇）の生まれで、双子であったとされる。仁明は正子内親王所生の淳和皇子恒貞親王を立太子したが、承和九年（八四二）に廃太子している（承和の変）。嘉智子はこの時、恒貞親王を廃太子に追い込んだ藤原良房方に加担し、娘正子内親王の恨みを買うことになった。以後、正子内親王は恒貞親王と共に淳和の後院の淳和院にて厚く仏教に帰依して過ごして

いたとされ、本日条に至っている。四十一歳。

⑳仁明天皇の不予甚だ篤きに及び：本年（八五〇）正月乙酉（六日）条に「聖躬不予」とある。仁明はこの二ヶ月後の三月己亥（二十一日）に崩御した。

㉑遂に髪を剃り尼となりて：冥は、人の目に見えない神仏、またそのはたらきを意味する。嘉智子の出家について、本日条では、子の仁明への仏の加護を求めるとして『続後紀』本年三月辛丑（二十三日）紀では「嵯峨太皇太后、依病入道」とあり、自らの病のためとしている。実際には、嘉智子の出家時に仁明は既に崩御していた。

㉒時に年六十五 嘉智子は六十五歳で亡くなったとする。しかし本日条に「弟」とある氏は、承和十四年（八四七）十二月庚戌（十九日）の薨伝に「以太后弟、歴此顯要焉。薨時年六十五」とあり、その後、嘉祥三年（八五〇）に六十五歳で亡くなった嘉智子より年上となってしまうため、どちらかの表記について誤記が疑われる。

㉓宮闈の内、陰教邕穆す 宮闈とは、後宮のこと。陰教とは、女の教えを意味する。『晋書』卷三十一列伝、第一后妃上の序に「陰教洽于宮闈、淑譽騰於区域」、同書卷八十八列伝、第五十八孝友の桑虞伝に「虞五世同居、闈門邕穆」とある。また『三国志』卷二十二魏書の陳矯伝には「夫闈門邕穆、有徳有行、吾敬陳元方兄弟」という表現がある。邕穆とは雍穆と同じく、打ち解けあった和やかな様子を意味する。

㉔古老相伝うに：嵯峨の転生譚は『日本霊異記』下卷、第三十九「智行並具禪師重得人身生国皇之子縁」の後半に同じ内容がみえる。

（前略）又伊予国神野郡郷内有山。名号石鎚山。是即彼山有石槌神之名也。其山高嶮而、凡夫不得登到。但淨行人耳、登到而居住。昔諾樂宮二十五年治天下勝宝応真聖武太上天皇之御世、又同宮九年治天下帝姫阿倍天皇

御世、彼山有淨行禪師而修行。其名爲寂仙菩薩。其時世人道俗、貴彼淨行故、美稱菩薩。帝姬天皇御世於九年
 宝字二年歲次戊戌年、寂仙禪師、臨命終日、而留録文、授弟子告之而言、「自我命終以後、歷二十八年之間、
 生於國王之子、名爲神野。是以當知。我寂仙云々。」然歷二十八年、而平安宮治天下山部天皇御世延暦五年歲
 次丙寅年、則生於山部天皇皇子、其名爲神野親王。今平安宮疏十四季、治天下賀美能天皇是也。是以定知、此
 聖君也。(後略)

『日本靈異記』では、上仙は寂仙とあり、聖武・孝謙朝に伊予国神野郡の靈山石鎚山で淨行していたとする。新
 居郡と上仙の関連については、万延元年(一八六〇)の『小松邑誌』千足山村の項に「仏光山(往古号石土山)、
 福知院横峯(仁和寺末四国靈場第六〇番札所石鎚山社別当)、灼然(諡石仙)、菩薩開基(中略)聖人入滅ノ后上
 仙上人先師ノ肖像ヲ造テ、当山ニ安置シ、石仙菩薩ノ尊号ヲ奉リ、一字ヲ營テ(中略)今ノ石仙堂是ナリト云。
 (中略)第二世光定上人」とある。なお、僧侶が生まれ変わって天皇となる転生譚は、平安時代末期『今鏡』の崇
 徳、鎌倉時代初期『古事談』の清和、南北朝時代『増鏡』の四条などの例がある。

②⑤常に禪病を治め… 禪病とは、自己流の誤った座禪修行をおこなうことよって起こるもので、座禪の時に発生す
 る妄見妄想や、座禪修行に伴う種々の病気を意味する。余習は、煩惱を断った後にも残る煩惱の潜在的影響力のこ
 とを指す。

②⑥乳母有り。姓は神野 嵯峨の乳母は、延暦十年(七九二)正月甲戌(十三日)紀に「大秦公忌寸浜刀自女賜姓賀美
 能宿禰。賀美能親王之乳母也」とあり、本日条の内容とは逆である。

②⑦後に郡名の天皇の諱と同じきを以て… 『類聚国史』卷二十八天皇避諱に「大同四年九月乙巳、改伊予国神野郡為
 新居郡、以触上諱也」とある。天皇の諱を敬避して郡名を改める例は、桓武が「臣子之礼、必避君諱。比者、先帝

御名及朕之諱、公私触犯。猶不忍聞。自今以後、宜並改避。於是改姓白髮部為真髮部、山部為山」（延暦四年（七八五）五月丁酉（三日）紀）と制しており、嵯峨の兄平城の諱も「改紀伊国安諦郡、為在田郡、以詞涉天皇諱也」（大同元年（八〇六）七月戊戌（七日）紀）、弟淳和の諱も「改大伴宿禰宿禰、為伴宿禰。触諱也」（弘仁十四年（八二三）四月壬子（二十八日）紀）として、郡名（氏名）の避諱がおこなわれている。ただしこれらの煩瑣な手続きと、嵯峨・淳和の唐風趣味による名付けの変化等から、これ以後の同例は見られなくなる（告井幸男「名代について」（『史窓』七一、二〇一四年））。

⑳ 惠萼（生没年不詳）惠萼は嘉智子から禅僧招聘の命を受けて入唐し、唐杭州塩官県靈池院の齊安国師の高弟義空を連れ帰ったことで有名である。

㉑ 定聖者・僧伽和上・康僧 定聖者については不詳。僧伽（六二八―七一〇）は、パミールの北にある何国出身の僧侶で、唐に入って活動した。死後もしばしば姿を現したとされ、信仰を集めた。日本でも九―十一世紀に僧伽を信仰した僧侶の例がある。康僧は、康僧会のことか。康僧会（？―二八〇）は、康居国に生まれインドで育った僧侶で、呉の孫権の支援を受けた。康僧会も死後、唐の時代に姿を現したことから、人々に畏れられた（勝浦令子「平安期皇后・皇太后の〈漢〉文化受容―信仰を中心に―」（『中古文学』一〇〇、二〇一七年））。

㉒ 五台山 中国、山西省東北部の五台县にある靈山。峨眉山・天台山とともに中国三大仏教靈場の一つとされる。標高三〇四〇メートル。東、南、西、北、中に五峰がそびえ立ち、峰頂がいずれも広く台状をしているので五台山と名付けられた。別名、清涼山・紫府山。大塔寺、清涼寺、金閣寺、北山寺などが建つ。

（告井・中村・林原）

●五月丙戌（九日）

【書き下し】

丙戌^(九)。①清涼殿を莊嚴し、金光明経・地藏経各一部、及び新造の地藏菩薩像一軀を安置す。百僧を屈請し、先皇の七々日の御齋会を修す。解座の後、便ち大極殿に於いて、三ヶ日を限り、大般若経を転読す。以て甘雨を祈るなり。時に応じて雨降る。是の日、制有りて、諸名神のために七十人を度せしむ。各名神のために発願誓念す。その得度者は、②皆神の字を以て名の首めに被る。

【現代語訳】

九日。清涼殿を仏堂として裝飾し、金光明経・地藏経をそれぞれ一部と新造の地藏菩薩像を一軀安置した。百僧を招き、仁明の七々日の御齋会をおこなった。それが終わるとすぐに、大極殿において、三日間大般若経を転読させた。祈雨のためである。程なくして雨が降った。この日、制が有って、諸名神のために七十人が得度した。それぞれ名神のために祈り願うためである。得度した者はみな神の字を名のはじめに付けられた。

【注釈】

①清涼殿を莊嚴し… 仁明が崩御したのは清涼殿であり（三月己亥（二十一日）紀）、本日条において同殿が仏堂とされ、最後の中陰供養である七々日の齋会が行われた。仁寿元年（八五二）二月十三日には、文徳によって、仁明の深草陵の近くに移築され、嘉祥寺とされている。

②皆神の字を以て名の首めに被る 文徳の即位奉幣にかかる得度。受戒に際して派遣先の社名などから一字を取って

名を与える諸社片字の初例である（大原真弓「即位儀礼に見える仏舎利信仰…一代一度仏舎利使について」〔京都女子大学大学院文学研究紀要史学編〕第十五号、二〇一六年）。

（木本）

●五月丁亥（十日）

【書き下し】

丁亥^(十)。終日陰雲、夜に入り雨降る。

【現代語訳】

十日。終日曇り、夜になって雨が降った。

（木本）

●五月戊子（十一日）

【書き下し】

戊子^(十一)。加雨。水潦奔溢。時の人以為らく、諸僧の苦請の誠に龍王感動するなり。

【現代語訳】

十一日。雨が続いた。大雨で洪水になりそうなのである。世間では、僧らの誠心誠意の願いが龍王を感動させたの

だろろうといわれている。

(木本)

●五月庚寅(十三日)

【書き下し】

庚寅^(十三)。僧五十口を請い、東宮・中宮に分配して、三ヶ日を限り、大般若経を転読す。

【現代語訳】

十三日。僧五十人を招き、東宮と中宮に分けて、三日間大般若経を転読させた。

(木本)

●五月壬辰(十五日)

【書き下し】

壬辰^(十五)。流人①橘逸勢に正五位下を追贈す。詔して遠江国に下し、帰して本郷に葬る。逸勢は②右中弁従四位下入居の子なり。性たるは放誕にして、細節に拘わらず。尤も隸書に妙え、宮門の傍題に手迹見在す。延暦の季、聘唐の使に随い唐に入る。唐中の文人、呼んで橘秀才となす。帰來の日、数官を歴事す。年老羸病を以て、静居し仕えず。承和九年伴健岑の謀反の事に連染す。拷掠に服さず。死を減じて伊豆国に配流す。初め逸勢の配所に赴くや、一女有りて、悲泣し歩み従う。官兵の監送の者これを叱り去らしむに、女昼は止め夜に行き、遂に相従うを得る。逸勢、行きて

③遠江国板築駅に到り、逆旅に終わる。女攀号して哀を尽くし、便ち駅下に葬る。喪前に廬し、屍を守りて去らず。乃ち落髮して尼となり、自ずから妙冲と名のる。父のために誓念すること、晝夜苦しみの至り。行旅の過ぐる者これがために流涕す。④婦葬の詔に及びて、女尼屍を負い京に帰る。時の人これを異にして、称して孝女とす。

【現代語訳】

十五日。流人橘逸勢に正五位下を追贈した。詔を遠江国に遣わして、逸勢の遺骸を本貫地に移して埋葬させた。逸勢は右中弁従四位下入居の子である。性格は大まかで、細かなことに拘らなかつた。隸書が堪能で、宮門の扁額にその手蹟が残っている。延暦年間（七八二―八〇六）に遣唐使とともに唐へ行くと、唐の文人らは逸勢を橘秀才と呼んだ。帰朝してからは、いくつかの官職を歴任したが、年を取って病を得てからは、隠居して朝廷に仕えなかつた。承和九年（八四三）に伴健岑の謀反に連座した。取り調べのため拷問を受けたが、罪を認めず、死罪を減免されて伊豆国へ配流となった。最初、逸勢が配所へ向かう時、一人の娘が泣きながら歩いて付き添った。警固の兵が叱って立ち去らせたが、娘は昼にはついて行くのを止め、夜に追いかけることで、逸勢に付き添うことができた。逸勢は遠江国板築駅に到着したところで、死去した。娘はその死を悼み悲しみを尽くして、逸勢をこの地に葬った。墓前に庵を構え、遺骸を守るために留まると、落髮して尼となり、妙冲と名乗った。父のための祈りは、昼夜を問わず、その苦しみは大変なもので、通り過ぎる旅人がこれを見て涙を流すほどであった。婦葬の詔が届くと、娘は遺骸を背負い京に戻った。世間では、この娘こそ孝女であると賞賛した。

【注釈】

①橘逸勢（？—八四二）入居（後述注釈②参照）の子。五月四日に崩御した嵯峨皇后橘嘉智子はいとこ。生年は不明であるが、兄の散位従三位橘永名が貞観八年（八六六）五月十日に八十七歳で亡くなっていることから、宝龜十一年（七八〇）以降の生まれか。また永名の薨伝に「左京人」とあることから、逸勢の本貫地も左京であると推察する（墓地については後述注釈④参照）。仁安元年（一一六六）に橘以政の著した『橘逸勢伝』によれば、延暦二十三年（八〇四）遣唐大使藤原葛野麻呂らとともに入唐して学問を学び、大同元年（八〇六）帰朝。弘仁元年（八一〇）には、勅により大内裏北面の門の扁額を書いている。六国史における初見は承和七年（八四〇）四月丁未（二日）紀で、「以従五位下橘朝臣逸勢為但馬權守」とある（『橘逸勢伝』によれば、従五位下に叙されたのは承和年間のこと）。同九年七月己酉（十七日）伴健岑らとともに謀反の罪で捕らえられ処罰された（承和の変）。同年八月十三日、配流先の伊豆国に向かう途中で亡くなったが（九月甲午（三日）紀）、本姓を剥奪されているためか（七月庚申（二十八日）紀）、当日紀に卒伝などの記載はみられず、本日条がそれに当たるものと思われる。逸勢連座の影響は親族にも及んでおり、兄の永名も京外に追放され、子の龍劍・実山も本姓を剥奪の上、同じく追放されている。但し、永名は同十二年には入京が許され、子らも嘉祥二年（八四九）に本姓に復され、入京を許された。なお、逸勢の死去直後に孫の珍令が、幼少という理由で早くも本郷に還されている。そもそも承和の変は藤原良房による陰謀の可能性が指摘されており、逸勢は冤罪であったとする見方が一般的である。本日条において逸勢に正五位下が追贈されていることについて、理由は記されていないが、仁明および嘉智子が崩御して、ついに本人の罪が許されたものだろうか。以後、仁寿三年（八五三）に従四位下が追贈され、貞観五年（八六三）の神泉苑での御霊会においては御霊六柱の一人に加えられた。

② 右中弁從四位下入居（？―八〇〇）奈良麻呂の子。延暦二年（七八三）正六位上から從五位下に叙される。以後、中衛少將・左兵衛佐などを経て同十五年右中弁となる。同十六年には正五位下、同十九年には從四位下とみえる。同年二月辛巳（三日）に度者を二人賜り、戊寅（十日）に没した。

③ 遠江国板築駅 静岡県三ヶ日町付近か。『延喜式』などにも記載がない。寛政十一年（二七九九）に著された『遠江国風土記伝』では「板築」を「保保都支」と読ませ、日比沢村の保保都支山（現三ヶ日町の日比沢・下尾奈境の板築山）付近に比定している。

④ 帰葬の詔に及びて：『橘逸勢伝』には「帰葬本郷。〈謂蛟松殿歟。姉小路北堀川東。有逸勢墓〉とあるが、真偽は不明。ちなみに、『左経記』長元五年（一〇三三）三月二十五日条には、源経頼が関白藤原頼通とともに蛟松殿の北に位置した堀河殿を訪れ、「山石水木誠是称翫、但故橘逸勢怨靈留此地、代々領主快不居住云々」と記している。また、『水左記』承保三年（一〇七六）六月二十一日条には「右大殿令渡蛟松殿給、今日関白殿可令坐彼所云々、是為令覽新造之様歟」とあり、この頃蛟松殿は頼通の養子である源師房が所有し、建て替えをおこなったことが知られる。なお『平家物語』に、治承元年（一一七七）の大火において「橘逸成のはひ松殿」が焼亡したと記されている。

（木本）

● 五月甲午（十七日）

【書き下し】

甲午。^(十七)① 四品時康親王を中務卿となす。② 二品仲野親王を式部卿となす。③ 三品賀陽親王を彈正尹となす。④ 四品人

康親王を上総太守となす。⑤四品本康親王を上野太守となす。⑥一品葛原親王を大宰帥となす。⑦正六位上藤原朝臣興世・⑧石川朝臣豊河・⑨布勢朝臣真吉・⑩伴宿禰須賀雄に並びに從五位下を授く。⑪從五位下中臣朝臣逸志を神祇大副となす。⑫從五位下藤原朝臣諸藤を侍從となす。⑬從五位下春日臣雄繼を大学博士となす。⑭從五位上高階真人清上を彈正少弼となす。⑮從五位上丹墀真人門成を大和守となす。⑯從五位下丹墀真人貞岑を駿河守となす。⑰正四位下坂上大宿禰淨野を相摸守となす。右兵衛督故の如し。⑱從四位下伴宿禰成益を丹波權守となす。⑲從五位上橘朝臣貞根を安芸守となす。⑳從四位上源朝臣冷を讃岐守となす。㉑從四位下清原真人長田を大宰大弑となす。㉒從四位下藤原朝臣氏宗を右近衛中將となす。右中弁故の如し。

【現代語訳】

十七日。四品時康親王を中務卿とした。二品仲野親王を式部卿とした。三品賀陽親王を彈正尹とした。四品人康親王を上総太守とした。四品本康親王を上野太守とした。一品葛原親王を大宰帥とした。正六位上藤原朝臣興世・石川朝臣豊河・布勢朝臣真吉・伴宿禰須賀雄に並びに從五位下を授けた。從五位下中臣朝臣逸志を神祇大副とした。從五位下藤原朝臣諸藤を侍從とした。從五位下春日臣雄繼を大学博士とした。從五位上高階真人清上を彈正少弼とした。從五位上丹墀真人門成を大和守とした。從五位下丹墀真人貞岑を駿河守とした。正四位下坂上大宿禰淨野を相摸守とした。右兵衛督は元のままである。從四位下伴宿禰成益を丹波權守とした。從五位上橘朝臣貞根を安芸守とした。從四位上源朝臣冷を讃岐守とした。從四位下清原真人長田を大宰大弑とした。從四位下藤原朝臣氏宗を右近衛中將とした。右中弁は元のままである。

【注釈】

- ①四品時康親王（八三〇―八七）第五八代光孝天皇。小松帝とも称した（在位八八四―八七年）。仁明の第三皇子。母は藤原総繼の娘沢子。左京の六条第で生まれた。幼少のころから聡明で、好んで経史を読み、立ち居振る舞いは雅やか、性格は慎み深く穏やかで、情け深く心が広がった。渤海国大使の王文矩がその挙作を見て、必ず天位に登るであろうと語ったという（相当する王文矩の来朝は嘉祥元年（八四八））。承和三年（八三六）九月乙未（二十九日）山城国久世郡空閑地三町を賜わる。時に无品。同六年に母の沢子が卒す。同十二年二月癸巳（十六日）人康親王とともに清涼殿において元服。同十三年正月己酉（七日）白馬叙位で四品を授けられる。同十五年正月甲戌（十三日）常陸太守となり、本日条に至る。二十一歳。音楽の道に優れ、仁明の勅によって本康とともに鼓琴を高橋文室麻呂から教わり、貞観三年（八六一）三月十四日の東大寺無遮大会での毘盧舎那大仏供養では、賀陽・本康両親王らとともに寺に向い会事を監修し、元慶六年（八八二）六月二十六日には本康親王とともに相撲司別当となっている（即位後は貞保親王（管絃の道に優れ『新撰横笛譜』『南宮琵琶譜』の著あり）が代わっている）。
- ②二品仲野親王（七九二―八六七）桓武の第十二皇子。母は藤原大繼の娘河子。幼いころから利発で、心の広い性格であった。延暦二十四年（八〇五）八月壬子（十六日）安芸国賀茂郡の地五十町を、同年十二月乙卯（二十日）河内国交野郡の白田二町を賜わり、大同四年（八〇九）四月己亥（二十四日）には、彈正尹四品葛原親王とともに奉獻した。時に无品。弘仁五年（八一四）正月乙卯（七日）白馬叙位で四品、天長四年（八二七）六月己亥（九日）中務卿、同七年八月乙巳（四日）大宰帥、同十年（八三三）正月乙未（七日）三品、承和五年（八三八）正月壬申（十三日）上総太守、同九年十一月戊戌（八日）彈正尹、同十三年正月乙卯（十三日）上野太守、同十四年正月甲辰（七日）二品を授けられ、本日条に至る。五十九歳。親王は藤原緒嗣から伝授されていた宣命を奏する儀に優れ、その

発音・イントネーションや言葉遣いは、他の模範となるに足るものであった。当時の王公でその儀を知る者は稀であったので、藤原基経・大江音人らが勅によって親王の六条亭に通い、それについて習った。息十四人・娘十五人がおり、惟世・利世王の二人や孫たちは平朝臣の姓を賜った。娘の班子女王が光孝との間に宇多を儲けたので、宇多践祚に際して一品太政大臣を追贈された。墓は高島墓といい、山城国葛野郡内（現京都市右京区大秦垂箕山町）にある。『延喜式』諸陵寮は近墓に列し、「在山城国葛野郡、墓戸一烟」とする。『延喜式』中務省、『拾芥抄』などは葛野墓と称している。

- ③三品賀陽親王（七九四―八七二）桓武の第七皇子。母は多治比長野の娘の真宗。葛原親王（後述注釈⑥参照）の同母兄。弘仁十二年（八二二）正月甲辰（七日）无品から四品を授けられ、同十四年十一月癸亥（十三日）治部卿、天長三年（八二六）七月庚辰（十五日）中務卿、同十年三月癸巳（六日）仁明即位に際して三品、承和七年（八四〇）正月丁未（三十日）大宰帥、同十五年二月甲辰（十四日）治部卿となり、本日条に至る。五十七歳。なお同年七月丙戌（二十九日）雷電が落ちた京の十一処の中には「治部卿賀陽親王家屋」が挙げられている。ちなみに、元慶七年（八八三）二月二十一日紀によると、親王の家は山城国紀伊郡石原郷にもあったことがわかる。『今昔物語集』によると親王は「極タル物ノ上手ノ細工ニナム有ケル」とあり、また、京極三条の京極寺は親王が建てたという。
- ④四品人康親王（八三一―七二）仁明の第四皇子。時康親王の同母弟。承和四年（八三七）六月丁未（十六日）山城国葛野郡の空閑地一町を賜った。同十五年正月戊辰（七日）无品から四品を授けられ、嘉祥二年（八四九）閏十二月戊午（九日）上総太守となり、本日条に至る。二十歳。幼い頃から出家の志があり、貞観元年（八五九）病によって本懐を遂げた。山科に山荘があり、四ノ宮の地名はそれによるという。子の興基・興範・興扶王が源朝臣の姓を賜っている。親王の死を悼んだ小野小町の歌が『小町集』にある。

⑤四品本康親王（?—九〇二）仁明の第五皇子。母は滋野繩子。承和三年（八三六）十一月戊辰（三日）近江国野洲郡の空閑地三十五町を、同四年正月丙戌（二十二日）河内国の荒廢田三十町を賜わり、同十五年四月癸卯（十四日）源冷とともに清涼殿で元服している（同産の柔子内親王も同日に初筓）。嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）白馬叙位で无品から四品を授けられ、同三年正月甲午（十五日）上野太守となり、本日条に至る。管絃・香道の他、有職故実にも優れ、その説は貞保説・良門説とともに基経から忠平へ伝えられ、朝廷有職故実の主流となっていく。また、日記『八条式部卿私記』の逸文も伝わっている。管絃の才は娘（藤原時平室）を経て保忠（八条大将）へと伝わった。

⑥一品葛原親王（七八六—八五三）桓武の第三皇子。賀陽親王の同母弟（前述注釈③参照）。延暦十七年（七九八）四月丁卯（十七日）大伴親王（淳和）とともに殿上で元服。同二十二年正月四品治部卿となり、同年四月壬申（九日）大藏卿（薨伝は五月とする）、同三年正月彈正尹、同四年九月三品、弘仁元年（八一〇）九月式部卿となり、同二年十月丙寅（五日）上野国利根郡の長野牧を賜っている。弘仁三年正月辛未（十二日）大宰帥を兼ね、同七年正月癸酉（七日）白馬叙位で二品、同十四年九月己卯（二十八日）中務卿兼大宰帥となるが、同年九月庚辰（二十九日）再び彈正尹となり（大宰帥は元のまま）、同年十月辛丑（二十一日）には大藏十四間長殿の失火に際して、消火の指揮をとっている。天長二年（八二五）三月丁卯（二十四日）上表して男女に平朝臣の姓を賜うことを請うたが許されず、同年七月丁未（六日）になって許された。同七年正月常陸太守を兼ね、同年六月丁未（四日）再び式部卿となり（薨伝は八月とする）、同八年正月癸卯（四日）一品、承和二年（八三五）四月丙子（二日）甲斐国巨麻郡馬相野の空閑地五百町を賜り、承和五年（八三八）正月壬申（十三日）上野太守（式部卿は元のまま）、同八年（八四二）六月庚子朔旬宴で右大臣源常とともに殊に御衣一襲を賜り、同十一年正月再び常陸太守を兼ね、本日条に至る。六十五

歳。幼少の頃から賢く、史伝を歴覧し、常に古今の先例を戒めとし、慎み深く傲らない性格であった。長らく式部卿をつとめ職務に精通していたので、人々から重んぜられ、輦車宣旨を賜り、諸親王と異なる待遇を受けた。遺令により朝廷の監喪を辞退し、葬儀は儉約しておこなわれた。

⑦正六位上藤原朝臣興世（八一七—九一）本日条が初見。三十四歳。南家巨勢麻呂流、讃岐守村田の子。本日条の後八月庚戌（五日）右衛門権佐となり、以後、陸奥守兼常陸権介・因幡守・刑部大輔・阿波権守・安芸守・紀伊守などを経て、陽成朝に出羽守となり、元慶の乱（八七八—七九）に遭遇した。

⑧石川朝臣豊河（生没年不詳）所見は本日条のみ。天長八年（八三一）正月癸卯（四日）に正六位上から従五位下になった石川朝臣河魚は近親か。

⑨布勢朝臣真吉（生没年不詳）所見は本日条のみ。貞観八年（八六六）三月二十三日に木工少允従七位下から従五位下となり、その後大隅守や安芸介となった。布勢朝臣真繼は近親か。

⑩伴宿禰須賀雄（生没年不詳）承和の遣唐使に請益生として入唐。承和六年（八三九）に帰朝。同年十月己酉朔の孟冬旬で御床下に召され、散位従五位下伴雄堅魚と困碁をおこなった。時に備後権掾正六位上。その後、所見なく本日条に至る。

⑪従五位下中臣朝臣逸志（七九四—八六七）志とも。左京の人。祖父正五位下道成、父従五位下益繼。承和三年（八三六）内蔵少允、まもなく大允に転じ、同十一年正月庚寅（七日）白馬叙位で正六位上から従五位下、同十二年母の喪にあい解官。同十五年二月甲辰（十四日）内蔵頭、嘉祥二年（八四九）九月辛亥朔に神祇権少副を兼ね、本日条に至る。五十七歳。神祇伯に至る。

⑫従五位下藤原朝臣諸藤 四月甲子（十七日）条注釈⑭参照。

- ⑬ 従五位下春日臣雄繼（七九〇―八六八）越前国丹生郡の人。承和十四年（八四七）正月甲辰（七日）白馬叙位で正六位上から外従五位下（時に春日部雄繼）、同年八月丁未（十五日）もう一人とともに、部の字を削って春日臣となり、左京に貫された。時に大学助教外従五位下。嘉祥三年（八五〇）正月丙戌（七日）外従五位下から従五位下となり、本日条に至る。六十一歳。斉衡三年（八五六）八月丁酉（二十七日）大春日朝臣の姓を賜る。貞観十年（八六八）四月二十三日、従四位下行大学博士で卒した。年七十九。
- ⑭ 従五位上高階真人清上 三月庚子（二十二日）条注釈③⑤参照。
- ⑮ 従五位上丹墀真人門成 四月己酉（二日）条注釈⑤⑤参照。
- ⑯ 従五位下丹墀真人貞岑 三月乙巳（二十七日）条注釈⑬参照。
- ⑰ 正四位下坂上大宿禰浄野 四月甲子（十七日）条注釈⑲参照。
- ⑱ 従四位下伴宿禰成益 四月甲子（十七日）条注釈⑲参照。
- ⑲ 従五位上橋朝臣貞根（八一六―七三）左京の人。越中守従五位下宗嗣の子。もみあげから頸にかけての髻が美しく、身長は五尺しかなかったが、腰回りが非常に大きかった。幼年のころから嵯峨に仕え、恩幸を蒙った。承和五年（八三八）六月丁未（二十一日）正六位上から従五位下、同十年六月乙酉（二十八日）中務少輔、同年九月辛丑（十六日）侍従、十一年三月庚戌（二十七日）従五位上となり、本日条に至る。三十五歳。なお、卒伝では嘉祥三年（八五〇）安芸守に遷ったが、任地には赴かなかったとある（貞観十五年（八七三）八月二十八日条）。才学は無かったが、仁明の外戚であったために昇進できたという。
- ⑳ 従四位上源朝臣冷（八三五―九〇）仁明皇子。嘉祥二年（八四九）正月乙亥（二十日）内宴の日に无位から従四位上に叙され、同三年正月甲午（十五日）讃岐守となり、本日条に至る。十六歳。

①従四位下清原真人長田 三月庚子(二十二日) 条注釈⑥参照。

②従四位下藤原朝臣氏宗 四月丙寅(十九日) 条注釈②参照。

(告井)

●五月丙申(十九日)

【書き下し】

丙申^{十九}。①従五位下藤原朝臣菅雄を民部少輔となす。詔すらく、②武蔵国奈良神を以て官社に列す、と。是より先、彼の国奏請すらく、古記を檢ずるに、慶雲二年、此の神光を放つこと火の熾るが如し。然るに其の後、③陸奥の夷虜反乱す。国控弦を發し陸奥を赴救す。軍士此の神靈を戴き、奉りて以てこれを撃つに、向かう所前無し。老弱行に在るも、死傷を免れる。④和銅四年、神社の中に忽ち湧泉有り。自然に奔出し、田六百余町に溉ぐ。民に疫癘有るも、禱りて癒ゆ。人命を繋ぐ所、崇めざるべからず、と。これに従るなり。

【現代語訳】

十九日。従五位下藤原朝臣菅雄を民部少輔とした。詔するに、「武蔵国の奈良神を官社に加えよ」と。これより以前、武蔵国が奏請して言うには、「古記を調べたところ、慶雲二年(七〇五)奈良神は火が勢いよく盛るような光を發している。そこでその後、陸奥国で蝦夷が反乱を起こし、国も兵士を發遣して救援に赴いた際、兵士らが神靈を戴き、奈良神を奉じて攻撃に出たところ、どんな敵にも負けなかった。また老人や子供も隊列にいたが、死傷することはなかった。和銅四年(七一二)には神社の中に突然湧水があった。これは自然に湧き出たもので、田六百余町を潤した。

民に疫病があった時は、奈良神に禱るとこれが癒えた。このように人命を繋ぐ靈験は、崇めないわけにはいかないものである」と。これにより、官社に加えた。

【注釈】

① 従五位下藤原朝臣菅雄 四月戊辰（二十一日）条注釈②参照。

② 武蔵国奈良神 『延喜式』神名帳の武蔵国幡羅郡四座中に「奈良神社」とみえる（現埼玉県熊谷市中奈良）。奈良神社は、仁徳朝（五世紀前半）に下毛野国造となつた奈良別王が当地を開拓し（奈良郷）、その死後、奈良別王の徳を偲んだ郷民達によつて建てられたとされている。武蔵国は蝦夷征討のための徴兵や徴収に預かつた坂東諸国の一つであり、大同四年（八〇九）銘の多賀城出土木簡によると、幡羅郡も多賀城に兵糧米を納めていたようである。奈良別王については、『先代旧事本紀』卷十国造本紀の下毛野国造項に、「難波高津朝御世、元毛野国分爲上下、豊城命四世孫奈良別初賜国造」、『新撰姓氏録』左京皇別の大網公条に「上毛野朝臣同祖。豊城入彦命六世孫、下毛野君奈良弟真若君之後也」とあり、四世か六世かの異同がある。『書紀』によると豊城命（豊城入彦命）は崇神の皇子で、「以豊城命令治東国。是上毛野君・下毛野君之始祖也」（崇神四十八年四月丙寅（十九日）紀）とあり、奈良別も前述のように「下毛君奈良」とみられることから、豊城命後裔の下毛野一族出身者であつたと推定される。なお、祖の豊城命は前述のように崇神に東国統治を命じられた伝承を持ち、孫の彦狭島命も初めて東方十二国を治め、上毛野国造に就任したとされる（前掲国造本紀、上毛野国造項）。毛野国周辺の豪族にはこれらの子孫を称する伝承が多く、中には、白村江の戦いにて前將軍として従軍した上毛野君稚子のように、外征に関する伝承を持つ者、あるいは上毛野君形名の將軍拜命（舒明九年（六三七）是歲紀）をはじめとし、多賀城を創建した上毛野支族の大野東人など、

蝦夷征討や東北経営に関する経歴を持つ者が複数おり、本日条の夷虜征伐にかかる奈良神の靈験譚と、奈良神社創建にかかる奈良別王の系譜伝承とが合致している。なお、嘉祥二年（八四九）十一月壬子（二日）紀にはすでに「武蔵国播磨郡奈良神、播磨国佐用郡佐津姫神並預官社」とあって官社になっており、本日条はこれに重複する。

- ③陸奥の夷虜反乱す 慶雲四年（七〇七）元明が即位すると、翌和銅元年（七〇八）には越後国出羽郡（後の出羽国）の設置に前後して出羽柵が設けられ、同二年には「陸奥・越後二国蝦夷、野心難馴、屢害良民。於是、遣使徵發遠江・駿河・甲斐・信濃・上野・越前・越中等国。以左大弁正四位下巨勢朝臣麻呂為陸奥鎮東將軍。民部大輔正五位下佐伯宿禰石湯為征越後蝦夷將軍。内藏頭從五位下紀朝臣諸人為副將軍。出自兩道征伐。因授節刀并軍令」（三月壬戌（五日）紀）と、蝦夷征討がおこなわれている。この後、光仁朝以降活発化した蝦夷征討は、延暦二十四年（八〇五）十二月壬寅（七日）紀のいわゆる徳政論争において停止されるが、この時全滅を免れ山谷に逃げ隠れた者がいたとして、嵯峨朝の弘仁二年（八一）には「可襲伐弊伊村」（七月丙午（十四日）紀）との勅があった。これを征夷將軍文室綿麻呂らが「各同心勦力、忘殉心以_互、不惜身命、勤仕奉_利、幽遠久薄伐、巢穴_手破覆_{之互}、遂其種族_手絶_互、復一二乃遺毛無」（十二月甲戌（十三日）紀）と征伐し、辺境の防衛体制の解除も行った。以後、大規模な征討の記事は見られなくなるが、俘囚の反乱や派兵の記事は散見しており、本日条に近い所では「上総国馳伝、奏俘囚丸子廻毛等叛造之状」「上総国馳駢、奏斬獲反叛俘囚五十七人」（承和十五年（八四八）二月庚子（十日）紀・壬寅（十二日）紀）や、「陸奥国奏曰。奥地俘囚等、彼此接刃、殺傷同種。事須警備以防非常。仍且差發援兵二千人」（斉衡二年（八五五）正月丙申（十五日）紀）といったことが起きている。

- ④和銅四年… 現奈良神社社殿の傍には、この伝承に基づいた「和銅四年、奈良神社涌泉旧蹟」の石碑が立つ。奈良神社のある現熊谷市は、利根川と荒川に南北を挟まれた荒川扇状地であり、今も豊富な地下水を有している。同市

内には、奈良時代以降に営まれた水霊祭祀場であったと目される西別府祭祀遺跡も発掘されており、実際に近年まで湧水が確認されていた。この湧水は隣接する別府沼を形成し、付近の広大な水田の水源となっていたという。これらの水源は荒川の伏流水と見られており、奈良神社の湧水もこれによるものである。

（中村）

●五月戊戌（二十一日）

【書き下し】

戊戌^{（中）}。石見国言上すらく、①甘露降る、と。

【現代語訳】

二十一日。石見国が、「甘露が降った」と言上した。

【注釈】

①甘露 甘露は甘味の露のこと。中国古代の伝承において、天地陰陽が調和した際にあらわれる祥瑞の一つとされ、また王者の徳が天に至ると降る符瑞であるとされた（『白虎通』卷五封禪など）。日本では、天武七年（六七八）十月甲申（二日）紀に「有物如綿零於難波。長五六尺、広七八寸。則随風以飄于松林及葦原。時人曰、甘露也」とあり、「綿の如き物」を甘露と見ている。また承和元年（八三四）四月壬午（二日）紀には「公卿重上賀慶雲表曰、臣聞、叡道格宇、靈貺所以自臻、皇徳動天、禎応由其方降。故靈鳥集社、姫周延歴運之期。甘露凝階、陶唐照休明之徳、

〔後略〕とあり、陶唐（堯）の徳も、甘露によって明らかにされたことを述べており、甘露を祥瑞として認識していたことがわかる。『延喜式』治部省の祥瑞項でも大瑞として掲げられており、「甘露（美露也、神靈之精也。凝如脂、其甘如飴。一名膏露）」と説明する。この甘露が、仁寿改元のきっかけの一つとなった。

（中村）

●五月癸卯（二十六日）

【書き下し】

癸卯。^{〔廿六〕}雹雨る。①大なるは鴨の卵の如し。

【現代語訳】

二十六日。雹が降った。大きなものは鴨の卵ほどであった。

【注釈】

①大きき鴨の卵の如し 日本ではカルガモなどが通年生息し、また貝塚からは冬に渡来するマガモの骨などが多く出土しており、食用にも用いられていたことが知られる。カルガモ・マガモ共に、卵は大体五、六センチ×四センチほどである。

（中村）

付記 本稿は、京都女子大学史学会編『史窓』第七十九号（二〇二二年三月刊行予定）にて報告する嘉祥三年四月是月条に続くものである。注釈にある本稿未収録条に対する参照表記は、『史窓』第七十七号、第七十九号掲載の前報告を参照されたい。また史料報告に際する経緯と凡例については最初の報告（第七十七号）「訳注日本文徳天皇実録（二）」の冒頭に記しているため、本稿では省略する。

追記 原稿・校正の整理には中村みどりがあたった。記してその労を多とする。

（告井）